

## 第3期愛知県医療費適正化計画の策定について

## 1 経緯

医療費適正化計画（以下「計画」という。）は、「高齢者の医療の確保に関する法律」に基づき、国が定める医療費適正化基本方針に即して、都道府県が策定することとなっている。本県では、これまで第1期計画（平成20～24年度）及び第2期計画（平成25～29年度）を策定しているが、第2期計画の計画期間が平成29年度までであるため、平成29年度中に新たな計画を策定する。

なお、平成27年5月に「高齢者の医療の確保に関する法律」、平成28年3月及び11月に「医療費適正化基本方針（以下、「基本方針」という。）」が改正されているが、メタボリックシンドローム該当者数等の減少率の定義見直し等に係る追加の改正が、今後予定されている。

## 2 基本方針（平成28年11月4日告示）の概要

記載事項		内 容	
(1) 住民の健康の保持の推進に関する事項	目 標	項目	国基本方針の記載（目標等）
		① 特定健康診査実施率	70%以上
		② 特定保健指導実施率	45%以上
		③ メタボリックシンドローム該当者・予備群の減少率	25%以上減少
		④ たばこ対策	普及啓発等
		⑤ 予防接種	関係団体との連携、普及啓発等
		⑥ 生活習慣病等の重症化予防の推進	糖尿病の重症化予防の取組等
		⑦ その他・予防健康づくりの推進	生活習慣に関する正しい知識の普及啓発等
(2) 医療の効率的な提供の推進に関する事項	目 標	項目	国基本方針の記載（目標等）
		① 後発医薬品の使用促進	80%以上（数量ベース、新指標）
		② 医薬品の適正使用の推進	普及啓発等
(3) 医療費の調査及び分析に関する事項	○ 医療費の伸びの全国的な位置付け等の把握、分析		
(4) 計画期間における医療に要する費用の見込みに関する事項	(1) 入院外医療費 自然体の医療費推計から、以下を反映 ア 特定健診・保健指導の実施率（目標）達成による効果額 イ 後発医薬品の使用促進による効果額 ウ 外来医療費の1人当たり医療費の地域差縮減を目指す取組の効果額 (ア) 糖尿病患者に係る1人当たり医療費の地域差縮減 (イ) 複数医療機関からの重複投薬適正化による調剤費等の軽減 (ウ) 複数種類（15種類以上）の薬剤投与減少による調剤費等の軽減 (2) 入院医療費 病床機能の分化及び連携の推進（地域医療構想）の成果		
(5) 計画の達成状況の評価に関する事項	○ 計画初年度と最終年度を除く毎年度の進捗状況評価、暫定評価（平成35年度）、実績評価（平成36年度）		

### 3 第2期愛知県医療費適正化計画からの主な変更点について

項目		第2期計画からの主な変更点
第1章 計画の基本的な考え方	1 計画策定の趣旨	・時点修正
	2 計画の位置付け	・時点修正
	3 計画期間	・計画期間を5年から6年（平成30年度から35年度）に変更
第2章 現状と課題	1 医療費の動向	・時点修正
	2 生活習慣病の予防	・糖尿病重症化予防について記載を追加
	3 その他	・平均在院日数に関する記載を削除 ・医薬品の適正使用について記載を追加
第3章 目標	1 県民の健康の保持の推進に関する目標	・たばこ対策に係る数値目標について時点修正
	2 医療の効率的な提供の推進に関する目標	・平均在院日数に係る数値目標を削除 ・後発医薬品の普及に係る数値目標を追加
第4章 本県が取り組む施策	1 県民の健康の保持の推進に関する施策	・たばこ対策の推進、禁煙支援体制の充実に関する記載を追加 ・糖尿病性腎症重症化予防の推進に関する記載を追加 ・予防接種及び感染症予防等に関する取組を追加
	2 医療の効率的な提供の推進に関する施策	・病床機能の分化及び連携の取組を追加 ・医薬品の適正使用の推進の取組を追加
第5章 計画期間における医療に要する費用の見込み		・（入院外医療費） 後発医薬品の使用促進の取組を追加 外来医療費の1人当たり医療費の地域差縮減を目指す取組を追加 ・（入院医療費） 病床機能の分化及び連携の推進（地域医療構想）の取組を追加
第6章 計画の達成状況の評価		・平成35年度に暫定評価を実施
第7章 計画の推進		

### 4 今後のスケジュール（予定）

平成29年11月

平成29年12月～平成30年1月

平成30年2月

3月

愛知県健康づくり推進協議会及び愛知県薬事審議会へ意見聴取

パブリックコメント、市町村・保険者協議会への協議

医療審議会医療体制部会（計画の策定）

公表